

長期議会における教会改革の問題

今 井 宏

イギリス革命における革命陣営たる議会派の陣営構成は、通常宗教的な基盤にたつ三つのグループ、すなわち(一)長老派 Presbyterians (二)独立派 Independents (三)セクト sectaries に大別されると考えられているが、A・S・P・ウッドハウスは、「ピューリタンという一般的な命名にあたる」これら三つのグループの他に、第四の存在としてエラステイアン Erastians を挙げている。そして「エラステイアンとして長期議会で知られている第四のグループは、二つの主なピューリタン・グループ(長老派と独立派をさす——以下引用内におけるカッコ内はすべて筆者)が有していた党組織に欠ける限りにおいて無力ではあったが、この二つのいずれかと結合する力によって、また国民の世俗的かつ反聖職者的な精神を充分表現するが故に、影響力をもちえた」と指摘している。

いうまでもなく、革命の推進的なイデオロギーであったピューリタニズムは、革命の当初においては議会を舞台として機能した中世的な立憲主義とは完全に手をたずさえてはいなかった。ピューリタニズムと中世立憲主義という絶対王政に対抗するための二つの理論的武器は、いかなる形で接触しあい、また相互に影響を与えることができたのであろうか。この視角においてエラステイアンの存在は分析の対象たりうるであらう。いったいエラステイアンとは長期議会においていかなる形で存在し、またどの方向に活動を進めたのであろうか。本稿はウッドハウスによるエラステイアンに対する注目を土台として、教会改革問題という革命における一つの係争点が、長期議会を舞台としていかに革命のコースを規定していったか、また逆にそれがいかに革命のコースによって規定されたか、を検討することを

課題とした。

註(1)ピューリタニズムのグループピングについては cf. Davies, Horton: *The English Free Churches*, 1952, London, pp. 65~6, Martin, Hugh: *Puritanism and Richard Baxter*, 1954, London, pp. 66~75, Woodhouse, A.S.P. ed.; *Puritanism and Liberty*, 1938, London, pp. [14] ~ [19].

(2) Woodhouse; op. cit., p. [14]. なおトルチは "Erastianism" の the control of the church by the State を規定した。 Troeltsh, E.; *The Social Teaching of the Christian Churches*, Eng. transl. by O. Wyon, 2 vols., 1931, London, vol. II p. 659.

二

長期議会において教会改革の問題がはっきりした一つの係争点として登場したのは、一六四〇年の二月一日、ロンドン市民一、五〇〇〇人のサインをつけて議会に提出された、いわゆる「根絶請願」*Root and Branch Petition* (1) を契機とするものであった。以後短時日のうちに地方から数種類のほとんど同内容の請願が提出され、(2) 議会をしてこれを受理して教会改革に着手することを余儀なくせしめた。そしてその審議過程において、長期議会の教会改革に対する姿勢を通じて以後の革命のコースを規定したもろもろの意識形態が姿を見せるに至る。この視点に立って請願の内容と議会の行動を検討して行くことにしよう。

「根絶請願」は、前文においてその内容を要約し、「大主教・主教・大祭堂司祭長・副主教らの(教会)統治機構は、国教会と国家の両方にとって、害を与えるものであり、非常に危険なものであることが明らかにした」ゆえに、「かかる(教会)統治機構がそのすべての附属物と共に、根こそぎに *root and branches* 廃止されるよう、また彼らのためになるあらゆる法律は無効とされ、神のみ言葉に従う統治機構 *the government according to God's Word* がわれわれの中に正しく樹立されるよう」請願(3)している。請願者の攻撃は、主教制度とそれに附随する教会裁判所の一般人に対する恣意的な圧政に向けられており、その具体的な内容が二八項目にわたって詳述されて

いるが、その際全体の基調が、敵たる現国教会陣営と味方たる自称「敬虔にして有能なる人々」 Godly and able Men との間の敵対関係の鮮明化におかれていることは見逃せない特徴といえよう。

W・A・ショウは、この請願の提出以降の議会の行動、ことにこの請願を法案化した「根絶法案」 Root and Branch Bill の提案内容とそれに続く討論を総括して、提案内容と議会の支配的な態度は「純然たるアングリカンのピューリタニズム」であると指摘して、その中に長老主義的な要素が全く見られないことに注目している。⁽⁴⁾ところがこの請願には、長老主義という具体的な方向どころか、国教会を「根こそぎに」廃止した後の教会再建の方向に関して何らの言及もなされていない。いったいショウのいう「純然たるアングリカンのピューリタニズム」とは、いかなる内容を有し、またいかなる形で存在したのであろうか。

請願における改革の無方向性について一応の説明をしているのは、W・ハラードである。彼は主として絶対王政下のピューリタニズムの存在と活動の形態を機能的に把握するという視角からして、この問題をこう考えている。長期議会の開会をもって絶対王政——ことにその主軸と見做されていたロードの国教会体制への攻撃のきっかけを見出した改革陣営、すなわちこの請願の起草・推進者たちにとって最大の関心事であったのは、教会の窮極的な支配権を掌握するということよりもより直接的に言論の自由を確保することであった。教会の再建・支配よりもむしろ彼らの活動の主体をなす説教の自由こそが、まず第一に保護され促進されねばならない。この時点で彼らに許された機能は決して教会の統治ではなく、説教だけなのである、と。⁽⁵⁾たしかにエリザベスの国教会確立によっていわば体制外の存在としてしか存続を認められなかったピューリタンの反国教会活動を支えたものが、説教壇を通じての発言と印刷物であったことは疑うべくもないであろう。しかしそのような活動を中核として大衆行動的な「請願」へともり上げて行った彼らの主張が、日常的な体験を通してのロードの国教会体制への批判に終始して、圧迫・拘束からの解放を説教の自由という形で要求するに留り、その要求を最終的に保証する体制の確立にまでふみこみえなかったのは、どこに理由があるのであろうか。

ここで「請願」を受理して審議に移った議会の動向を検討して行くことにしよう。この宗教問題の討議において初めて、これまでの長期議会の万場一致的雰囲気は破れて、分裂が露呈されてきた、と認められている。⁽⁶⁾大別すれば、「請願」を支持し主教制度の「根絶」を主張する廃止派——Root and Branch party と、主教制度自体の廃止は望まずただ主教の権力の削減に甘んずる穏和派——moderate party の二派への分裂がそれである。

後者の「穏和派」の中心的存在の一人ディグビー卿 Lord Digby は、議会討論において請願の主体たる大衆への蔑視を表明しつつ、主教制度廃止の結果代置されるであろうところの長老制度と君主制の関係への危惧を土合として全面廃止に反対し、「主教を原始教会時代におけるが如きものにしよう」と主張する。⁽⁷⁾この穏和派の主張は、四一年の七月に貴族院の第二読会まで進んだ「教会改革法案」Bill for Church Reform⁽⁸⁾に全面的に盛りこまれることになったのであるが、それは、(一)聖職者から世俗的権限を剝奪すること、(二)教会統治は各主教管区毎に主教と十二人の聖職者(その三分の一ずつを国王・貴族院・庶民院の三者が任命)の共同体制に委ねること、(三)国王の主教任命権を大幅に制限すること⁽⁹⁾、を主たる内容とするものであった。

たしかに穏和派の改革プランは、その中に議会の教会に対する支配の強化によって国王至上主義を制限するエラスティアン方向を持つてはいるけれども、彼らにとって致命的な弱点は、少くとも基本的には国教会体制を防禦する姿勢をとって、廃止派の攻勢に対抗せねばならない点にあった。その上彼らは、「主教を嫌った人々はそれを悪魔よりも嫌ったが、それを愛した人々は朝飯ほどには愛さなかった」⁽¹⁰⁾(穏和派の一人フォークランド Falkland の発言)状況におかれていたのである。しかも上述の法案に見られるように、彼らはきわめてアルミニアンの色彩の濃い主教と、ピューリタニズムの影響を強く受けている一般聖職者との共同に期待を寄せている。それはアナーキイに拍車をかける以外の実効を期待することはできないのではなからうか。

他方請願の側に立った論者⁽¹¹⁾の中で、もっとも鮮明にこの請願のもつ意義を分析し、また議会の進むべき方向に示唆を与えたのは、ナサニエル・フィエンズ Nathaniel Fiennes であった。彼の認識は、主教の行使する権限が議会に

許されたそれへの侵犯を含むものであること、に出発する。そして彼は国教会体制がイギリスの国家構造にとって危険な存在となつてゐる理由として、主教がその管区内の全聖職者の恣意的な任免権を有すること、また彼が管区内の全人民とその財産に対しても恣意的に権限を行使すること、を指摘する。彼のこれらの攻撃点が、程度の差こそあれ穏和派においても認められていたことは、さきの「教会改革法案」に見られるところであるが、注目すべきは以下のような発言であろう。「彼ら（主教）がその管区の聖職者を彼らの意のままに作り上げる権限をもつてゐると、それによつて彼らが、人民に対していかなる影響を及ぼすのか、すなわち彼らの好むままの宗教を持ちこめるように、短時日のうちに人民を盲目状態にひきこんで彼らの意志のままに作り上げてしまうことは、わかりきつてゐる。」⁽¹²⁾ここでは聖職者任免権の掌握が、大衆の意志ないしはいわゆる世論の形成手段として重視されており、「いかなる宗教を持ちこむか」という問題も、単なる教義という視角からではなく、むしろきわめて政治的な把握の下に提出されてゐるといへよう。いわばかゝる政治的視点の強調こそエラスティアンの本領といえるのではあるまいか。

フイエENZの批判は教会法にも向けられてゐる。「(ロード体制における)教会法の作成者は、議会の権限をわがものとしており、しかもその程度たるや非常なものである。というのは彼らは、国王の権力とは何であり、また臣民の自由とは何であり、また臣民はいかなる財産権を有するか、といった問題を、勝手に定義しようとしてゐる。このことが議會にふさわしいものでないのなら、それが何であるか、私は知らない。……彼らが議会の権限をわがものにしてゐるもう一つ別の例は、叛逆に関する法律に決定されてゐることの他に、何が叛逆であるかを勝手に定義しようとしてゐることである。」⁽¹³⁾しかも教会法が臣民に宣誓を課してゐるのは、「もっとも高い性質の法律を作つたり他のいかなる法律よりも高く広い結果をば有する法律を作る権限である。私はどちらかといわれれば、聖職者會議が私の良心を束縛する宣誓を課す力をもつよりは、私の肉体と財産を束縛する力をもつことの方を、えらびたい。一つの法律はそれに代るべき別の法が作られるまでしか私を拘束しないが、私の宣誓というものは私が生きてゐるかぎり私を拘束するからである。」⁽¹⁴⁾これらの見解においてフイエENZは、ただ議會だけが立法権を有することを主張したの

であり、またひいては議會を媒介とする共通の同意に基く「法の支配」を確保することを念願としたのであった、ということができる。

教会の行使した権限が議會のそれに抵触するという認識は、教会と国家の二元的な支配関係を排除して教会の国家への従属という原則を掲げたヘンリー・パーカー Henry Parker の所論を想起せしめるであろう。⁽¹⁵⁾ この年(四一年)に発表された『教会統治の眞の基礎』 The True Grounds of Ecclesiastical Regiment においてパーカーが一貫して主張したことは、教会は国家から完全に独立した権威はもちえず、また俗人の行政 civil magistrate に起源をもたない行動の権利は有しない、⁽¹⁶⁾ ということであった。彼はその根拠として主権の不可分性を説き、また「共通の同意のない法は何ものをも拘束しない」と述べて、聖俗両面にわたる君主の主権と、共通の同意の場としての議會の機能を高く評価した。この点において彼は正しく長期議會の代表的イデオログと呼ばれるにふさわしいが、国家と教会の両者の supreme head としての国王の存在を意識していることによって、その立場はアングリカンのためであり、また国家の教会に対する優位の確保の主張は純然たるエラスティアンのそれであった、ということが出来る。

フィエンズとパーカーの二人に共通な考え方として、議會の至上権と法の支配の確保の二つの要求が指摘できるわけであるが、これよりして、彼らの志向した教会改革の方向は、かの一六二八年における伝統的な法と制度観に立脚した闘争を直線的に継承するものと見做しうるのである。当然この方向は、ロード体制下における教会の改変を攻撃してむしろエリザベス体制への復帰を要望するといふいちじるしく復古的な性格を強めざるをえない。⁽¹⁷⁾ アンシアン・レジームに対抗する側が歴史的先例に依拠して伝統的であり保守的であるといふ逆説的な構造を、ここにもはっきりと認めることができる。

このような改革派の論理構造が、他方では、議會の陣営構成をきわめて不明確ならしめている。「請願」を支持する側もまた否認する側も現在の国教会への攻撃という点では軌を一にするからである。その上「請願」を支持する側にも内部分裂の危険性がひそんでおり、彼らの攻勢の歩調は揃わなかった。当時の政治清勢……ことに対スコットラン

ド關係によつて長老主義への傾斜が期待されたにも拘らず、長老主義の偏狭と不寛容に対する警戒の気持はなお議員たちをとらえており、⁽¹⁸⁾また他方において大衆運動と教会分裂に伴うアナキーへの恐怖が、独立派をはじめとするセクトへの中傷と非難をファナティックな形で噴出せしめる。⁽¹⁹⁾かかる情勢は必然的に、信仰内容の分裂を露呈するおそれのある祈禱書の検討をあいまいにしたことにも見られるように、教会改革の不可欠の内容たるべき教義への関心を稀薄にさせ、ひいては教会体制決定の無方向性を生み出す。「議長、独立主義 Independency とこうある種の新しく生れた、目に見えない、無知から起る、危険ですさまじいやり方があります。われわれはこの独立主義のやり方に賛成するのですか。そうではありません。それともその長兄である長老主義の形式に賛成するのですか。私はこれまでこの壁の中（議場をさす）で、どの議員も立ち上つて二者のいずれかに賛成する考えを述べたのを聞いたことはありません。⁽²¹⁾」（「大諫奏」討議の際の改革派、Dering の発言）

教会体制決定の無方向性は、また絶対王政に対抗するための統一的な行動への要請の反映でもあった。統一行動を可能ならしめる一つの理論的な武器として働いたのは、特有な対立關係——陣營構成の設定である。「請願」はその第十項以降において国教会の構成と儀式におけるカトリック的偏向を列挙するとともに、結びにおいてロード体制の生み出した「危険な結果」として「教皇党 Romish party の一般的な希望と期待は、彼らの迷信的な宗教がまもなく再びこの王国に完全に植えつけられることにあるので、彼らは、神を非常に侮辱しこの王国の法に反して、⁽²²⁾国内に残存しつづけて、迷信的な宗教をさまざまの場所において公然と実行するようにと鼓舞されている」と指摘している。このようにロード体制参加聖職者をロマニストと見做し「カトリック」のレットルによって彼我を弁別せんとする論理は、ピューリタンに対する個別的な迫害の例証によって正当化されることもあるとはいへ、一種の「シムボル」操作に他ならず、きわめて戦術的な色彩の濃いものであった。何故ならばそれは一方において国教会擁護論の発展を封じるのに効果があるのみならず、他方では絶対王政への対抗陣營の形成を促進するのに絶好な装置となるからである。こう見てくれば、現在の教会体制の根こそぎの廃止だけを要望し、それに代るべき教会統治の積極的なプランを

提示しない「請願」の態度は、対抗組織としての編成途上にあつた議會に対して提出されるのに正しくふさわしい内容をもっていた、ということができよう。保守的な立憲主義を武器とする議會の指導者たちにとって、宗教問題も絶對王政攻撃の一点にすぎず、その処理における政治的な偏向は避けがたかつた。「請願」に呼応して行動を起すべき議會が、これをもとにした「法案」が提出されるまで主教制度に関する討議を保留したのは、⁽²³⁾ただひとえに議會の團結の確保という戦闘組織としての至上命令に拘束されたがために他ならない。

このような問題の性格は、長期議會における教会問題のもつ重要性を否定して、議會内における対立は単に教会支配の手段をめぐって争われたにすぎない、という見解⁽²⁴⁾を導き出すに充分であろう。また同時に、かかる見解は教会問題が必然的に長期議會が樹立せんとする国家の性格にかかわる問題であつたことを見落している、との批判⁽²⁵⁾も不可避である。この意味では穏和派の動向が注目されねばならない。改革派よりはむしろ彼らにこそ、支配階級意識が強力に働いているからである。彼らは「請願」の訴えるように「(主教たちが)この国の貴族とジェントリから成る世俗の行政組織 *temporal magistracy* を軽蔑するようはげましている」⁽²⁶⁾ことに反撥を感じて敵意をもち上げたのであつたが、政教分離ではなく国家と国教会の一体化をもつて基本的な国家体制と考へている彼らにとって、国教会の完全な廃棄は国家の解体の危険を胎むものであるし、また「軽蔑」していた大衆が支配階級に向けてくるであろう鋒先に對抗せねばならない状況への危惧が、強く意識をとらえはじめた。「もしも彼ら(大衆)が教会のことで平等を占めたなら、彼らのつぎの要求は、*Lex Agraria* すなわち俗世間における平等であろう。」⁽²⁷⁾(エドマンド・ウォーラー)
「もしもわれわれが教会内における平等を実現するならば、*コモンウェルス*内においても平等を招くにちがいない」⁽²⁸⁾(ジョン・ストレンジウェイ)。このような危惧こそ彼らの教会改革の眞の意図がどこにあるかを、雄弁に物語っている。ユールが独立派の政策を検討してやはり宗教政策の核心の欠除に注目し、独立派の教会政策の出発点を「ジェントリを自治的な教区教会のパトロンとすれば、ジェントリにとっては『幸福な監督のいないエデンの国』*'happy bishopless Eden'* になるであろう」との、土着ジェントリの優位の意識に求めているのは貴重な指摘といわねばな

らない。やはり「請願」の討論の際にデューズ D'Ewes は「主教制度」 Episcopacy なる用語のあいまいさをついて発言している。「私は内容があいまいであるから議題が当分延期されることを要望する。何故なら主教制度が、彼らの空虚なタイトルの連続や、彼らがいただいている王冠を奪取することや、また彼らの行使する老大な専政的な権力を意味するのなら、私はそれを廃止することに賛成する。しかし主教制度が、原始の純潔時代におけるが如き宗教的機能だけを意味するのなら、私は（廃止に）反対しよう。私は信心深い説教をする主教には高い敬意を払うであろうし、またかかる人々をわれわれのものとしてたいと心から願うからだ。」

この場合デューズの政治的・宗教的立場を詮索することは無益である。この発言はこれまで見てきた廃止派と穏和派の対立を解消さす共通の地盤であった。この時期においてはごく一部の急進分子を除いて宗派的対立は必ずしも党派結成の原理とはなりえなかったのである。

註 (1) Gardiner, S. R. ed.; *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution*, 3rd ed. 1906, Oxford, pp. 137~144. — *ibid.* Gardiner, *Documents* の略記.

(2) ケント、エシックス、サフォークなどの諸州から出され、ことにケントのものは内容、語句ともにロンゲンのものと類似していることが指摘されている。(Shaw, W. A.; *A History of the English Church during the Civil Wars and under Commonwealth* 1640~60, 2 vols., 1900, London, vol. I, p. 21)

そじロンドンに請願の数とサイン数は必ずしもこの問題の重要性を示すものではないと考へてみる (Allen, J. W.; *English Political Thought*, 1603~1660, 1938, London, vol. I, pp. 346~7) が、これは後で見るといへば彼らにおける長期議会の分裂における宗教問題の過少評価に導くことになる。なお(1)に記したGardinerの史料集に収録されているこの請願は“The humble Petition of many of His Majesty's subjects in and about the City of London, and several Counties of the Kingdom”と題をたててある。これはロンドン市と他の州の請願を全く同一視したのでもらうか。他に市民からではなく聖職者の側からの請願が集められて「聖職者の請願と勧告」(“Ministers' Petition and Remonstrance”) として、ロンドン請願の直後に議会に提出されている。この文書は現存しないが、主として教義と教会機構の腐敗を糾弾したもので、主教制度の廃止までは及んでいない。(cf. Shaw; op. cit., vol. I, pp. 23~25, Haller, W.; *Liberty and Reformation in the Puritan Revolution*, 1955, New York, pp. 16~17) じねんの請

願の起草→サインの獲得→提出というコースの中に、革命勢力の編成の実態がうかがわれると考えられるが、この点は今後の地方史的研究の成果にもつとてころが大いである。

- (3) Gardiner; Documents, pp.137~8.
- (4) Shaw; op. cit., vol. I, pp. 97~100
- (5) Haller; op. cit., pp.17~18.
- (9) 以上を併せて cf. Tanner, J. R.; English Constitutional Conflicts of the 17th Century 1603~1689, 1928, Cambridge, pp.100~101, なる以上を併せて cf. 以上を併せて cf. Gardiner, S. R.; History of England from the Accession of James I to the Outbreak of the Civil War, 1603~42, 10 vols., 1883~4, London, (以下 Gardiner; History と略記) vol. IX, pp. 276~281, Shaw; op. cit., vol. I, pp. 29~47, Allen; op. cit., pp. 348~350
- (7) Gardiner; History, vol. IX, pp. 279~281, Tanner, op. cit., p.102, Shaw., op. cit., vol. I, pp.35~7. なお彼と同じ立場を示したものに、フォークランド、ハイド、カルペッパー、セルデン、ホプトン、ウォーラーが挙げられる。(Gardiner; History, vol. IX P. 281.)
- (8) Gardiner; Documents, pp. 167~179.
- (9) 国王の主教任命権は、空位となった管区内のディーン・チャプター・マシスタンツ ((2)で述べた十二人の聖職者)の三者がそれぞれ指名した三人の中の一人を選挙することに限定された。
- (10) cit. in Gardiner; History, vol. IX, p.389.
- (11) 後に見るようにこの派の構成は複雑である。ガーディナーはピム、ハムデンら議会派のリーダーはこれに属したと見てゐる (ibid., p.281) が、主導権はディーン、クロムウェル、セント・ジョンらにあった。
- (12) cit. in Gardiner; History, vol. IX, p. 280.
- (14) cit. in Judson, M. A.; The Crisis of the Constitution, an Essay in Constitutional and Political Thought in England 1603~45, 1949, New Brunswick, pp. 361~2.
- (15) ピーカーの立場については cf. Allen; op. cit., pp. 339~45, 426 f. Judson; op. cit., pp. 426~8.
- (16) "The Ground" p.85—cit. in Allen p. 342.
- (17) cf. Haller; op. cit., pp.19~20.
- (18) Shaw; op. cit., vol. I, pp.100~101, Jordan; Development of Religious Toleration in England, 4 vols.,

1932~40, vol. III, pp. 24~5.

- (19) Allen; op. cit., p. 318. Jordan; op. cit., vol. III, pp. 30~1.
- (20) Jordan; op. cit., vol. III, p. 35. Tanner; op. cit., p. 101.
- (21) cit. in Shaw; op. cit., vol. I. p. 40.
- (22) Gardiner; Documents, p. 143.
- (23) 主教制度に関する討議保留の提案はフォークランド、カルペッパーら穏和派議員の強行したものである。Gardiner; History, vol. IX, p. 287. なお後述のチャームスの発言も参照された。
- (24) Allen; op. cit. pp. 373f. この見解は Judson を採用している。また Hexter が全くこれを拒むの存命中は宗教問題が何の作用もつとてなご考慮すべき。 (Hexter; The Reign of King Pym, 1941, Cambridge (Harvard), pp. 96~7)
- (25) Hill, C.; The English Revolution 1640, 1940, London, pp. 55~6. Manning, B.; "The Nobles, the People and the Constitution" — in "Past and Present" No. 9, 1956, pp. 60f. なお隅田哲司「権衡憲法と議会主権——長期議会に関する一考察」『西洋史学』三九号(一九五八)二四~六頁を参照。
- (26) Gardiner; Documents, p. 143.
- (27) cit. in Manning; op. cit., p. 60.
- (28) cit. in Hill, C. & Dell, E. ed.; Good Old Cause, 1949, London, p. 225. cf Gardiner; History, vol. IX, p. 285.
- (29) Yule, G.; The Independents in the English Civil War, 1958, Cambridge, p. 79. cf. ibid.; p. 65.
- (30) cit. in Shaw; op. cit., vol. I, p. 40.

三

長期議会が教会改革について上述の如き方向を示しつつあった時に、大体一六四一年の秋を劃期として議会の行動と性格に大きな変化が起った、とはしばしば指摘されるところである。⁽¹⁾それは国王大権事項をも進んで議会の支配下におこうとする「議会の主権獲得のためのコース」⁽²⁾の登場であり、闘争武器の変化という観点よりすれば「伝統的な法と制度観に依拠した合法闘争」から「国民に訴うという政治的な闘争方式」への推移⁽³⁾である。これを一言にしていえば議会の革命的性格の獲得といえようが、かゝる変化において教会改革の問題はどのような役割りを演じたであろう

うか。

議會を根強く支配していたエラスティアン理念は前節において見たとおりであるが、またこの理念をあまりに強調することは、ピューリタンの改革の方向をもあまりに軽視することになるであろう。たしかに後者の方向も存在したのであるが、それは議會自身の中に働くものというよりはむしろ議會の外側からピューリタン聖職者によって働きかけられたものであった。たとえば長期議會最初の断食日（一六四〇年一月一七日）において、コルネリウス・バージェス Cornelius Burges とステイブーン・マーシャル Stephen Marshal の二人が議場で説教をしている。二人はそれぞれ、「さあ、われわれは永遠に忘れることのない契約を結んで主に連なるう」（エレミア書、五〇ノ五）、「彼らは契約を結び、心をつくし、精神をつくして先祖の神、主を求め」（歴代志下、一五ノ一二）という旧約の聖句を引用することによって、きわめてカルヴァン的な「契約」観念を登場せしめ、議會は主によって召集されたものであり、契約を結んで誤てる神とその司祭を打倒してシオンを再建するという、「選民」にふさわしい使命を持つものであることを、議員たちに強調したのであった。そして「請願」に見られた「神のみ言葉に従う統治」実現のため条件として、バージェスは「すべての怠惰で不健全で無益で恥ずべき聖職者を追放し、国中のすべての会衆組織に健全で敬虔で役に立ちしかも定着した説教聖職者 Preaching Ministry を任命する」ことを要求し、またマーシャルは、「福音を説くことは、キリストの王国の王笏であり、国民の栄光であり、生命と救済とが乗り進む戦車である。……もしもこの世のすべての善き法もこれがなければ無駄に終ってしまう。なしうることを命じてもこのことが放置されれば、目標も決して達成されないであろう」と、福音宣布を議會の果すべき至上の課題として掲げている。説教聖職者設置の要求は、「請願」からフィエンズの演説へと改革派の一貫して主張するところであり、四二年四月の「教会改革に関する議會の宣言」The Declaration of the Houses on Church Reform の中で「全王国を通じて、良好にして充分な扶助を与えて、学識ある説教聖職者を設けること」に全力を傾倒することが述べられるに至るのであるが、強調するべきは問題の出発点と到達点における性格の差であり、歪みであろう。

前節でふれた反ロマニストの論理は、「カトリック陰謀」のごとき事件を媒介として世論の硬化を導きだし、カトリックのみを宗教上の寛容からは除外して、四一年秋から四二年にかけて頂点に達した⁽⁶⁾。そして王党はカトリックで構成されている故、彼らが完全に勝利を占めることがあればプロテスタントの上に苛酷な大虐殺が加えられるであろう、というプロパガンダを流布せしめる⁽⁷⁾。こうしてプロパガンダの場としての説教壇のもつ機能の重要性の認識が、危機意識の深まりと共に前面に強くおし出されてくる時、この要求が本来もっていた純然たる宗教的・神学的内容も背後に退いてしまい、いちじるしく党派性を強めざるをえない。「祈禱の形式や教義の問題を各人の自由裁量にまかすことによって、宗教上の礼拝が国家の講義に変わってしまった。すなわち神を求めることを通じて聞き手の良心に説教者の党派的利益をば吹きこんだのである⁽⁸⁾」とは一時人の観察である。二人の説教は、「契約」観念を基礎とする聖人支配の確立を志向しまた説教聖職者の機能を高く評価している点で、イギリス・ピューリタニズムの戦論論理⁽⁹⁾の出发点として示唆的ではあるが、それもこの段階においては議会の志向した政治目標実現のための手段として奉仕させられるに留り、まだ充分な開花を見るには至らないことを見逃してはなるまい。

いうまでもなく政治目標とは王権の制約を排除した議会主権の確立であり、教会改革の問題も次第に教会と国家の関係の規定という焦点への傾斜を深めて行く。その方向を決定したひとつの要因として、すでに絶対王政への対抗組織たる実を示し始めた議会に働く一種の国民意識⁽¹⁰⁾が指摘できるであろう。「請願」の議会における審議の遅延に業をにやした廃止派は、要求を通すために外部からの圧力に頼ろうとし、スコットランドから派遣されていた委員たちに助力を求めたので、その結果委員の一人ヘンダーソン Henderson の起草になる主教制度廃止の宣言が印刷されて、一般に販賣され、しかも議員にまで配布された⁽¹¹⁾。しかしかゝるマス・メディアに訴えようとする行動はむしろ逆の効果を生み出す。三月にスコットランド委員は次の報告を本国に送って議会の情勢を分析している。「当地における(議会の)議事日程はきわめて不確である。われわれが配布した文書は議会の多くの人々、主教制度の味方でない人々すらをも立腹せしめた。というのは文書にはカンタベリーに対する非難のようなきびしいものは何もないが、事態は

変ってしまった。かつては彼らもその仕事の進展と成功はわれわれ（スコットランド）の軍隊次第だと考えていたが、今では彼らは三年毎の議會を確立させ、また国王と手を結びはじめたものもある。そして議員たちは主教制度の敵であり、改革の友ではあるが、改革がいわばわれわれの劔によってこの地で実現されることは彼らの不名誉である、と考えている。⁽¹²⁾ この指摘は、議会の指導分子の意識と動向を如実に伝えているが、また同時に教会改革の方向がピューリタンの（ことに長老主義的）なものからはそれで行き、政治的な配慮が強くなりつゝあったことをも暗示している。そこで庶民院の教会政策は、「請願」の討議をひっこめて、貴族院における主教勢力を排除して彼らの世俗的権力への干渉を阻止することを目的とする「主教排斥法案」 Bishops' Exclusion Bill の通過をはかることに集中された。⁽¹³⁾ この「主教排斥法案」が意図したことは、主教制度の教会統治において占める位置の問題ではなく、国王と主教の一体化から生ずる危険を土台として、反革命勢力としての彼らが貴族院で行使する二四票こそ排除されねばならぬものなのであった。「主教はあまりにも完全に王に依存しているから自由人として議席を占めることはできない」⁽¹⁴⁾ からである。

当然この法案は貴族院の賛成するところとはならず通過は阻止されてしまった。そこで新たにその通過を促進させるための牽制手段として日の目を見たのが、さきの「請願」をもとにした「根絶法案」 Root and Branch Bill であった。⁽¹⁵⁾ 「請願」と同様主教制度の廃止を掲げたこの法案は、その提出の当初からいわば政治的取引き的手段となつてしまっているのである。しかしながらそれがまず第一に主教制度の根絶を主眼とするものである以上、教会の統治体制の決定を保留にすることは許されない。その場合鍵をにぎったのはピム、ハムデンらを中心とする「中間派」であった。⁽¹⁶⁾ 前節において「請願」を契機とする議会の分裂が「穏和派」と「廃止派」の間に生じたことを見たが、ピム派は正にいわばこの両者の中間的存在であった。しかも「もっとも偉大な議會人は宗教においては伝統的なアングリカンであった。たゞロードのやり過ぎによってエラスティアン陣営に入った」⁽¹⁷⁾ のである。したがって彼らは当初は「請願」の支持者として立ち現われながらも、その改革意図においては「穏和派」と何ら変るところがない。⁽¹⁸⁾ 現在

の主教は攻撃するが、逆に長老主義への傾斜にはもつとも鋭く反撥する。かくて国教会体制の否認が問題とされない以上、彼らの改革目標においては教会統治機構の最終的確立というもつとも基本的な課題は問われることがなくなり、攻撃は必然的にロードによる国教会体制の歪曲に集中されることになる。総じて前節で分析した教会改革の方向を體現したのがこの中間派であつて、「議会の主権獲得のためのコース」の登場は必然的に彼らの比重を増大せしめたのであつた。長期議会における教会改革が、国教会におけるカトリック的残滓の掃においてはかなりの成果を上げえたのは、この方向にこそかゝる中間派を中核とする議会の統一の行動を期待することができ、また実現したゆゑに他ならない。

議会展権の確立という具体的な方向づけは当然教会改革の方向をも規定する。そしてその反応は、前節で見た貴族院の「教会改革法案」の線を継承する一種の制限主教制度 *limited episcopacy* のプランとして現われた。「根絶法案」の討議において、サー・ヘンリ・ヴェイン二世 *Sir Henry Vane jr.* は、各主教管区ごとに教会裁判権を行使すべき委員が任命されるべきこと、しかもその委員は聖俗両方より同数ずつをもつて構成されるべきこと、を規定した条項を法案に挿入することを提案した。⁽²⁰⁾ しかしながら事態は本来ならば有効たるべきかゝる妥協の余地を残さない。国王側に対抗すべき組織の拡張、なかならず何よりも国王権限への侵蝕によって自らの主権の確立を実現するコースを辿り始めた議会は、より以上に教会への支配権掌握を要求したからであつた。わずか二十日後にヴェインの提案は却下され、それに代つて示された案は法案に明記された九人の世俗委員のみによって全教会裁判権が行使される、というものであつた。そして数日後には議会在が任命した各州五人ずつの聖職者にかつて主教の行使した聖職叙任の権限が与えられるようにとの取りきめがなされた。⁽²¹⁾

こゝで過去には主教制度の支持者であつたジョン・セルデン *John Selden* が完全に議会のコースに同調して、聖職者の権限の削減を主張するに至つたことが注目されよう。⁽²²⁾ これは議院内の対立の流動性を示す事実であるとともに、また議会在に働くエラスティアン的論理の強力を物語るものともいえる。「主教制度を便宜的な統治形態として受入

れる⁽²³⁾」彼は、聖職者会議の権限を荘園裁判所のそれになぞらえ、「王国の法に反する法は何も作りえない」と述べて法至上主義を掲げながら、他方では聖職叙任権について「聖職者は消すことのできない特質とでもいふべきものは持っていない。法律家が弁護士資格をうるように任命によって聖職者となるのである」と主張している。正に彼にとつて「教会と聖書のどちらが宗教の審判者であるか。実をいえばこのいずれでもなく国家なのである。もつともらしく宗教や神の法を述べたてるとは、すべてのものをあいまいにする」としか考えられないのであった。⁽²⁴⁾ 教会の世俗的権限の剝奪、逆に教会に対する世俗的支配の論理は、かくて国王から議會への主権の所在の移動を志向する論理に支えられて、「根絶法案」における委員構成の性格の変動——聖俗両方から議會の任命する世俗者のみに——を生み出したのであった。また議會の主権獲得のためのコースの反映はかゝる提案内容の変動だけにあつたのではない。議會の教会的改革への要求がいったいいかなる権限のもとに強制されるのか、あるいは庶民院だけの行動をもつて議會のそれと見做しうるのか、という形での考察を通して、「議會主権」の理論がとぎすまされてくることを見落してはならないであろう。⁽²¹⁾

しかしながら根絶「請願」から「法案」へと形を整えて行つた教会改革の進行もこれまでゞあつた。「根絶法案」は四一年八月一〇日国王チャールス一世がスコットランドに向けて出発するという情勢の変化のために突然却下されて消滅してしまふ⁽²⁶⁾。そして議會主権確立のコースは、教会問題では穏和派であつた一部の議員たちを硬化させて、逆に伝統的な王権を擁護するという立場からして王党派に転換させてしまつた。⁽²⁷⁾ 現在の国教会を攻撃するという共同の出発点に立ちながら、それを実現する原則と手段の差があたかも宗教問題が党派決定の第一の基本的原因であるかの如き現象を呈せしめたのである。

もはや議會は自らの決定すべき国家体制への関心を深めて、「主教排斥法案」の通過に全力を傾倒する。四一年一月絶対王政への起状訴ともいふべき「大諫奏」*The Grand Remonstrance*⁽²⁸⁾ が国王に対して提出されると同時に印刷され公刊されたのは、議會に大衆の支持を定着させるためのプロパガンダに他ならなかつた。そしてこの「大諫

奏」と四二年六月の議會派憲法ともいふべき「十九條提案」The Nineteen Proposition⁽²⁹⁾ において、教会改革問題についての議會のこれまでの行動の弁明と今後のプランが提示されている。この二つの文書、ことに「大諫奏」の教會に関する条項は、これまで見てきた議會の行動と論理の公約的表現であり、宗教的な対立の鮮明化にもまたその最終的解決にも新たに何らの貢献もしなかつたことは認めねばならないが、⁽³⁰⁾「國民に訴える」という理論闘争の形式を採用した長期議會の教會統治に関する一応の結論として見ておこう。

まず「大諫奏」の一八三条は議會のこれまでの改革方向を要約して述べている。「われわれの意図しかつこれまで努力してきたことは、高位聖職者がこれまで神のみ言葉にも国法にも背反してわがものとしていた過度の権力を適当な範圍まで削減することにあることを、こゝに明言する。この目的のためにわれわれは高位聖職者から俗権・俗務を免除する法案を通過したのである。⁽³¹⁾」つゞく一八四条は樹立さるべき教会体制のプランである。「われわれは、教會内の規律と統治という黄金の手綱をゆるめて、個人または特定の会衆組織の好むまゝの礼拝形式を採用させることを許す意図も希望もたないことをこゝに言明する。なぜなら全国土を通して、神のみ言葉に従って法律が命ずる秩序を遵奉することは必要不可欠と考ふるからである。そしてわれわれの望むところは、⁽³²⁾人々の良心を不必要かつ迷信的な議式から解放し、なんらかの改変もおさえ、偶像崇拜の遺物を取り除くことにある。」⁽³²⁾そしてつゞく条項においては、教會改革の実行組織として宗教總會 Synod を設置すること（一八五条）、説教聖職者を制度化すること（一八六条）、大学の改革（一八七条）、カトリックの活動禁止（一九〇条以下）が述べられている。

「十九條提案」は國民に訴えた「大諫奏」の内容を國王への最後通牒として要求したものであって、教會改革の問題も当然重複して表明されている。たゞ情勢の進展して、ジュネスイツツ、教皇派国教忌避者を処罰する法の厳格な施行とさらにそれを実効あらしめるために彼らをして国政への干渉を不可能ならしめる立法の要請⁽³³⁾（第六條）、貴族院における教皇派貴族の議決権廃止の要求（第七條）等、庶民院の断乎たる意志が被歴されていることが主な差といえようか。また「大諫奏」、「教會改革に関する議會の宣言」、「十九條提案」の三者に共通して、聖職者會議を新しく

編成してシノッドとし、それとの共同による改革の線が打ち出されていることは注目されるが、それを構成する聖職者は各州ごとに騎士と市民によって任命されるものであり、文書が明示しているごとく、その機能は議会に対する純然たる諮問機関としてのそれに限られていた。⁽³⁴⁾

- 註 (1) たとえば Allen ; op. cit., p. 372.
 (2) 隅田、前掲論文を参照。
 (3) 田中浩「ホップスとハリントン—体制認識における二つの立場」(水田洋編『イギリス革命』一九五八)
 (4) 以下 Haller ; op. cit., pp. 18~20 による。
 (5) Gardiner ; Documents, p. 247.
 (6) cf. Jordan ; op. cit., vol. III, pp. 30~33. なおこの論理をいち早く表明したものととして議会の「抗議」(“The Protestation” 四一年五月—Gardiner ; Documents, pp. 155~6) を見よ。
 (7) 議会側についた聖職者の一人シモン・グドウィンの活動については、拙稿「独立派の政治理念」(水田編『イギリス革命』) を見られた。
 (8) Thorndike ; Right of the Church, 1649, p. 330—cit. in Allen ; op. cit., p. 353.
 (9) cf. Woodhouse ; op. cit. pp. [72]f. また松下圭一『市民政治理論の形成』一九五九、ことに第三章、第一節を参照。
 (10) 「議会は徹底的に国民的な本能に忠実であり、またありつづけようとした。」(Shaw ; op. cit., vol. I, p. 98)
 (11) Gardiner ; History, vol. IX, pp. 296~7.
 (12) The Scottish Commissioner in London to Leslie, March 13. —cit. in *ibid.*, p. 297.
 (13) Tanner ; op. cit., p. 105. この法案は六月に正式に貴族院から却下され、後述の如くに十月に再提出される。
 cf. Shaw ; op. cit. vol. I pp. 58f.
 (14) Lord Saye の言葉—cit. in Gardiner ; History, vol. IX, p. 381 cf. Jordan ; op. cit., vol. III, pp. 35~6.
 (15) この法案の実際の起草・提案にあつたのは、ヴァイン、ヤント・ジョン、クロムウエルの三人であったが、デリングを通じて議会に出された。デリングは提案演説でこれが「排斥法案」通過をはかる手段であることを述べている Gardiner ; History ; vol. IX pp. 381~2, Shaw ; op. cit., vol. I, pp. 77f.
 (16) Gardiner ; History vol. XI, p. 380. ヌム派をめぐって「中間派」middle group と規定したのは Hexter (“The Reign of King Pym”) による。しかし彼は長期議会における宗教対立を過小評価し (cf. *ibid.* ; pp. 96f.) 彼の教会改革目標が

- 彼の著作のなかで、この“Solemn League and Covenant”採用をめぐって議論の際にもよく考へておられる (ibid. ; pp. 196~7)。なかにはこの時期にしろって、彼の教会改革理念を知る直接的史料は乏しいとらわねばならぬ (Shaw の引用している四〇年十一月の彼の演説はカートリッジの危険を警告し、国教会の腐敗をしく、おためし常識的なものではない——cf. ibid. ; vol. I. pp. 114.) 議会のリーダーとしての彼の地位は無視しなす。 (cf. Gardiner, History, vol. IX. pp. 223~4) 多くの中、中問派の検証は世の課題とした。
- (17) Jordan ; op. cit., vol. III p. 26.
 - (18) Jordan は ‘moderates’ の主張を ‘historic organic Anglicanism’ 代表としておの規定している。ローレンスは ‘high church’ といふその思想的・社会的な存在関係を、一方ではその ‘middle group’ の、他方では Puritanism の関係とせよと検証をめぐり問題をなす。
 - (19) この方面の検証として cf. Shaw ; op. cit., vol. I. pp. 103f. 及び Gardiner ; Documents にて “Resolution of the House of Commons on Ecclesiastical Innovation—September 1641” を検証せよとす。 (ibid ; pp. 197~8.)
 - (20) Gardiner ; History, vol. IX. p. 390, Shaw ; op. cit., vol. I. p. 92.
 - (21) Gardiner ; History, vol. IX. pp. 407~8, Shaw ; op. cit., vol. I. p. 96.
 - (22) Gardiner ; History, vol. IX. pp. 407~8, Jordan, op. cit., vol. III. p. 34.
 - (23) Gooch, G. P. ; Political Thought in England from Bacon to Halifax, 1915, London, p. 54.
 - (24) cit. in ibid ; pp. 54~5. cf. Allen ; op. cit., p. 342.
 - (25) cf. Allen ; op. cit., pp. 354f.
 - (26) Gardiner ; History, vol. X. p. 1.
 - (27) Gardiner ; History, vol. IX. p. 378. Judson ; op. cit., pp. 369~70.
 - (28) Gardiner ; Documents, pp. 202~232.
 - (29) Ibid. ; pp. 249~254.
 - (30) Jordan ; op. cit., vol. III pp. 37~8.
 - (31) (33) Gardiner ; Documents, ; p. 229.
 - (33) ibid. ; p. 252.
 - (34) Jordan ; op. cit., vol. III. p. 41.

四

最後にこれまで検討してきたことをかえりみながら、検討し残したいくつかの問題を指摘することによって、本稿のむすびとしたい。

要約すれば、長期議会における教会改革の基本的性格は保守・復古的な方向にむいており、国教会の構成と儀式におけるロード体制下の偏向を矯正することによって、エリザベス体制への復帰を課題として進められた、ということができよう。しかしながらこの方向を規制したカソリズムへの嫌悪と恐怖はそれ自体は宗教的な視野に立つものとはいえず、それだけでは宗教的な実体を構成することはできない。また議会で支配的であったエラスティアン理念はすぐれて非宗教的かつ反宗教的なものであった。宗教的理念から遠くはなれた次元で遂行される教会改革、それは革命というひとつの限界状況における戦術的な思考様式の支配を色濃く受けざるをえなかった。しかし戦術的配慮がいかに優位を占めたとはいえず、戦術の働きかける対象は教会であり宗教である。そこにおのずから宗教的理念の反映が見られるのであり、また逆に宗教性が戦術をも規定した面をとまなうことを見逃してはならないであろう。

たとえば本稿において見たエラスティアン的な教会改革の線が、長老派の国家教会的理念とどう異なるのか、またそれが独立派より左のセクト的な政教分離論とはいかなる関係に立つのか、といった問題が教義的内容に即して分析されねばならないであろう。また長期議会のプランに現われた宗教総会——シノッドについても問題が残されている。シノッドの創設は、無益な宗派的分裂を回避して議会の政策の遂行を円滑ならしめんとする戦術的配慮に支えられてその機能も諮問機関としてのそれに限られていた。しかしシノッドを構成したピューリタン聖職者の側から見れば、この許された機関を通じての限定的な政治参加も、「聖人の支配」という彼らの究極的な目標を達成するための一つの手段と意識され、後のピューリタズニムの支配への底流としての作用を果すことになるのではあるまいか。またシノッドの構成と権限についての考察を通じて、新たな次元における国家と教会の関係、就中主権の性格規定という課題の出てくることも見逃してはならないであろう。

もう一つの問題は、革命における大衆運動の役割についての評価と関聯している。これまで見てきたように、教会改革の問題は大衆請願を契機としてそれを議会が受容したことから始った。そして問題が議会のレベルにおいて処理されるようになると、議会内での分裂とそれに伴う戦術的なかげひきが問題を蔽ってしまったかに見えるが、改革に反対する立場がつねに大衆への恐怖と嫌悪に部分的なより所を求め、また逆に改革の遂行を主張する側は大衆のプレッシャー・グループとしての存在を意識し利用しようとしていたことも、見てきたとおりである。しかしながら、大衆の存在については、これまでその組織化の実態にまで立入った分析がなされていない。② いうならば議会外からの改革への働きかけと議会内での改革遂行の両者からの総合的な視野があつてこそ、長期議会における教会改革の真の姿を認識することができるであろう。その意味でも本稿はこの課題に答えるための準備的な足がかりに留るのである。

註(1) この二つの問題を通じて、ピューリタニズム内部の組織原則Ⅱ教会統治機構の分裂が顕在化するの、一六四三年のウェストミンスター会議 The Westminster Assembly of Divines を契機とするものであることを想起すべきである。このことについては、cf. Yule; op. cit., p. 33f. なお竹内幹敏氏の「ピューリタンの教会規律と資本主義の精神」(水田編『イギリス革命』収録)を参照されたい。

(2) 二の註(2)を参照。

(本稿は昭和三四年文部省科学研究助成金(各個研究)による研究の一部である。)

Résumé

Programmes for Church Reform
in the Long Parliament

By

Hiroshi IMAI

Since the 17th century revolution in England is called as the "Puritan" revolution, it is generally supposed that the revolution started as the conflicts in religious matters. The factors leading into the catastroph, however, did not exist only in religious side.

This paper makes an attempt to draw an attention into the programmes for church reform proposed in the Long Parliament, and to consider the activities and the policies a considerable of the Erastians, who had the wide good support in the parliament. In the first stage of the revolution, its main course seemed to be determined not by the Puritan group, but the Erastians. The latter, which had succeeded the medieval constitutionalism as the political weapon, made use of the church reform for their own tactic, and contributed to establish the principle of the supremacy of parliament.